

## 仲田パートナーズ会計週刊FAX通信

発行所：税理士法人 仲田パートナーズ会計  
〒223-0053 横浜市港北区綱島西1-17-22  
TEL 045-542-3566 FAX 045-542-3516  
E-mail: daihyou@nakada-partners.or.jp  
URL: http://www.nakada-partners.or.jp

## 今週のことば

## 酷暑乗り切り緊急支援

政府は電気・都市ガス料金補助として、8・9月使用分から電気4円(高圧2円)/kWh、ガス17.5円/m<sup>3</sup>、10月分は2.5円(同1.3円)/kWh、10円/m<sup>3</sup>を支援。

## ◆ 今週のことよみ ◆ ご自分の予定を確認して下さい

7/29(月) 大安

30(火) 赤口

31(水) 先勝 5月決算法人の確定申告、所得税予定納税額の減額申請

8/ 1(木) 友引 八朔、夏の省エネ総点検の日

2(金) 先負

3(土) 仏滅

4(日) 先勝 旧暦7月1日

## 先週の株と為替

	日経平均株価	円(対米ドル)
7/22(月)	39,599 ▼465	156.81 △0.50
23(火)	39,594 ▼5	156.03 △0.78
24(水)	39,155 ▼439	154.58 △1.45
25(木)	37,870 ▼1285	152.18 △2.40
26(金)	37,667 ▼203	153.91 ▼1.73

## 死亡保険金を受け取った場合の取扱い

## ◆相続税、所得税、贈与税が課税されるケース

被保険者が亡くなった際に支払われる死亡保険金を受け取った場合、保険料の負担者や保険金の受取人が誰であるかにより、課税関係が異なります。

◎相続税が課税される場合……被保険者と保険料の負担者が同一人の場合、受取人は保険金を相続等により取得したとみなされます。例えば、夫が被保険者で保険料を支払っており、妻が保険金の受取人となっているケースなどが該当します。

◎所得税が課税される場合……保険料の負担者と受取人が同一人の場合、受取方法により一時所得又は雑所得が課税されます。例えば、妻が被保険者で、夫が保険料を支払って保険金の受取人となっているケースなどが該当します。

◎贈与税が課税される場合……被保険者、保険料の負担者、保険金の受取人がすべて異なる場合は贈与税の対象となります。例えば、妻が被保険者で、夫が保険料を支払い、子が保険金の受取人となっているケースなどが該当します。

## ◆相続税が課税される場合の非課税限度額など

相続税の対象となるケースにおいて、相続人が受け取った死亡保険金には「500万円×法定相続人の数」の非課税限度額があり、すべての相続人が受け取った保険金の合計額が非課税限度額を超える場合、その超える金額が相続税の課税対象となります(相続人以外には非課税の適用はありません)。

なお、保険金は受取人固有の財産であり、遺産分割協議の対象外となります。そのため、契約上の受取人以外の相続人等が保険金を受け取った場合、契約上の受取人からの贈与で取得したことになります。

■この記事の詳細は、情報BOX201529

## 最低賃金の引上げ目安は全都道府県で50円

毎年10月頃に改定される地域別最低賃金は、中央最低賃金審議会が提示する引上げ額の「目安」を参考にして、各都道府県の地方最低賃金審議会が審議を行い改定額を決定します。

引上げ額の目安は、各都道府県を経済実態に応じてABCの3ランクに分けて提示していますが、令和6年度における引上げ額の目安はABCのすべてのランクで「50円」となりました。

今後、各地方審議会で審議が行われますが、目安どおり50円の引上げとなった場合、最低賃金の全国加重平均は時給1054円となります。これは令和5年度の引上げ額(43円)を超える過去最高額で、引上げ率に換算すると5.0%となります。

## ★★★ 8月のチェックポイント ★★★

※季休業を行う企業は、取引先に日程を伝えるとともに、取引先の日程も確認し納品・集金・支払いなどスケジュールの確認をします。

※夏季休業前には盗難や火災等に備えパソコンデータのバックアップをしておきます。

※災害級の暑さが8月も続くと予想されますので、熱中症対策と疲労による健康管理・安全対策を徹底します。また、新型コロナの新たな変異株(KP.3)の感染が全国的に拡大していますので、熱中症に注意しながら感染対策をします。

## 詳細請求手順

情報BOX番号が付いている記事の詳細情報は下記の手順で取り出すことができます。【無料】

①03-3940-6000へTEL(プッシュ回線)。

②記事下のBOX番号を入力し#。

③取り出し先のFAX番号を入力し#。

※アナウンスのガイドに添って入力して下さい。

## 死亡保険金を受け取った場合の取扱い

## ◆死亡保険金の課税関係

被保険者が死亡し、保険金受取人が死亡保険金を受け取った場合には、被保険者、保険料の負担者、保険金受取人が誰であるかにより、所得税、相続税、贈与税のいずれかの課税対象になります。

被保険者	保険料の負担者	保険金受取人	税金の種類
A	B	B	所得税
A	A	B	相続税
A	B	C	贈与税

## ◎所得税が課税される場合

所得税が課税されるのは、上記のように保険料の負担者と保険金受取人が同一人の場合です。

死亡保険金を一時金で受領した場合には一時所得として課税されます。また、死亡保険金を年金で受領した場合には公的年金等以外の雑所得として課税されます。

## ◎相続税が課税される場合

相続税が課税されるのは、上記のように被保険者と保険料の負担者が同一人の場合で、受取人は相続又は遺贈により取得したものとみなされます。

死亡保険金を年金で受領する場合は、その年金を受け取る権利に対して相続税が課税されます。なお、毎年支払を受ける年金（公的年金等以外の年金）に係る所得税については、年金の収入金額を年金受給権に相当する非課税部分と、それ以外の課税部分に振り分けた上で計算します。

## ◎贈与税が課税される場合

贈与税が課税されるのは、上記のように被保険者、保険料の負担者、保険金の受取人がすべて異なる場合です。

死亡保険金を年金で受領する場合には、その年金を受け取る権利に対して贈与税が課税されます。なお、毎年支払を受ける年金（公的年金等以外の年金）に係る所得税については、年金の収入金額を年金受給権に相当する非課税部分と、それ以外の課税部分に振り分けた上で計算します。

## ◆相続税の課税対象となる死亡保険金等の取扱い

## ◎死亡保険金等に係る非課税限度額

被相続人の死亡によって取得した生命保険金などで、その保険料の全部又は一部を被相続人が負担していたものは相続等により取得したとみなされて相続税の課税対象となります。

この死亡保険金の受取人が相続人（相続を放棄した人や相続権を失った人は除く）である場合、すべての相続人が受け取った保険金の合計額が非課税限度額【500万円×法定相続人の数※】を超えるときは、その超える部分が相続税の課税対象になります。

各相続人に課税される金額は、各相続人が受け取った保険金から、受け取った保険金の割合に応じた非課税限度額（非課税限度額×その相続人が受け取った保険金の合計額／相続人全員が受け取った保険金の合計額）を差し引いた金額となります。

なお、相続人以外の方が取得した死亡保険金には、非課税の適用はありません。

※法定相続人の数は、相続を放棄をした者も含めた相続人の数をいいます。また、法定相続人に含める養子の数は、実子がいるときは1人、実子がいなときは2人までとなります。

## 【各相続人に係る課税金額の計算例】

夫の死亡に伴い、妻が4,000万円、子が1,000万円の保険金を受け取ったケース（法定相続人は妻と子の2人）での各人の課税金額の計算は次のようになります。

・妻の非課税限度額は【（500万円×2人）×4,000万円／5,000万円＝800万円】となり、課税対象となる金額は【4,000万円－800万円＝3,200万円】となります。

・子の非課税限度額は【（500万円×2人）×1,000万円／5,000万円＝200万円】となり、課税対象となる金額は【1,000万円－200万円＝800万円】となります。

## ◎契約上の受取人以外の者が保険金を受け取った場合

被相続人が保険料を支払っていた保険金は、相続税法上のみなし相続財産であり、契約上の受取人が相続又は遺贈により取得したとみなされ相続税の課税対象となりますが、本来の相続財産ではないため遺産分割の対象にはなりません。

したがって、契約上の受取人以外の者が保険金を受け取った場合は、その契約上の受取人から贈与により取得したことになります。